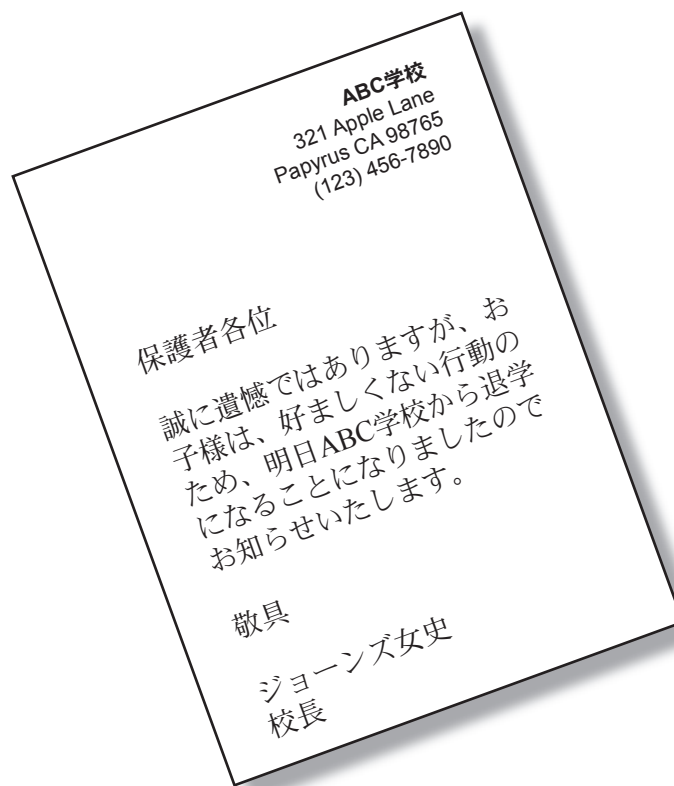


どうしましょう! 障害を持つ 我が子が放校の対象 となっています! どうしたら良いでしょうか? 子供にはどのような権利がありますか?



Protection & Advocacy, Inc.
フリーダイヤル: 800.776.5746

100 Howe Ave., Suite 230-N Sacramento , CA 95825 電話: 916.488.9950 – ファクス: 916.488.9960 TTY: 800.719.5798	1330 Broadway, Suite 500 Oakland , CA 94612 電話: 510.267.1200 – ファクス: 510.267.1201 TTY: 800.649.0154
3580 Wilshire Blvd., Suite #902 Los Angeles , CA 90010 電話: 213.427.8747 – ファクス: 213.427.8767 TTY: 800.727.4546	1111 Sixth Ave., Suite 200 San Diego , CA 92101 電話: 619.239.7861 – ファクス: 619.239.7906 TTY: 800.576.9269

出版物番号5463.15 2006年10月

どうでしょう! 障害を持つ我が子が 放校の対象となっています!

どうしたら良いでしょうか? 子供にはどのような権利がありますか?

特殊教育を必要とするお子様が学区によって放校を勧告されている場合、学区は実際に放校する前に一定の手順に従う必要があります。また、州および連邦レベルの特殊教育法は、放校の対象になっている障害児に対しいくつかの保護を提供しています。

本出版物は、放校の対象となっていたり他の関係する問題がある場合、子供の権利に関するいくつかの基本情報について記載してあります。

本出版物の内容:

- A. 放校および徴候確定審査
- B. 徴候確定審査に対する異議申立
- C. 放校に関する学校理事会による聴聞
- D. 異議申立の申請
- E. 特殊教育の資格のない生徒の放校

お子様が何度も停学処分を受けたけれどもまだ放校の対象になっていない場合、『どうでしょう! 障害児の我が子が停学を繰り返しています!』と題する、特殊教育を必要とする子供の停学に関する出版物も併せてご覧ください。

A. 放校および徴候確定審査

通常、学区が特殊教育児の放校を決定した際、放校の開始決定後**10日以内**¹ 徴候確定審査を開く必要があります。徴候確定審査の目的は、放校決定の原因となった行動が生徒の障害によるものであるか、またはその障害に直接的・実質的に関係したものであるか、あるいは学校によるIEP導入の失敗が直接原因となったものであるかを判定するためのものです。徴候確定審査は、「徴候確定IEP (manifestation determination IEP)」または「放校についての緊急IEP (emergency IEP on expulsion)」とも呼ばれることがあります。

徴候確定審査は、保護者およびその他の有資格者を含むIEPチームによって実施されます。生徒のデータファイルには、IEP、教師による観察、保護者提供の関連情報を含み、チームは、これを考慮しなければなりません。² この情報に基づき、チームは下記の事項を判定しなければなりません。

- 1) 問題行動が生徒の障害によるものであるか、またはその障害に実質的に関係したものであるか、あるいは
- 2) 問題行動が学区によるIEP導入の失敗が直接原因となったものであるか。

上記項目1または2のいずれかが該当する場合、生徒は放校処分を受けるとはなく、問題行動は障害の徴候によるものであると考えられます。³

行動が障害の徴候によるものである場合

IEPチームは機能行動評価の完了と行動介入計画の導入を実施する必要があります。⁴ 生徒にその計画が既に存在する場合、IEPチームは行動の対応の必要性に応じて行動計画を再審査し変更しなければなりません。⁵ カリフォルニア州のヒューズ・ビル規則の下で実施される機能分析評価が⁶、連邦規則における機能行動評価の実施要件も満たす可能性があります。行為や行動が凶器、薬物、他の生徒に対する重大な傷害に関係しない場合や、学校と保護者が他の対策に合意していない場合⁷、IEPチームは現在の参加学級に生徒を戻す必要があります。

問題行動が学区によるIEPの導入失敗に直接関係するとした上記項目2に完全または部分的に基づいて、問題行動が障害の徴候によるものであると認められた場合、学区は不完全な点や問題を是正する対策を即座にとる必要があります。⁸

行動が障害の徴候によるものではない場合

IEPチームは行動が障害の徴候によるものでないと判断した場合、学区は放校手続を継続することが可能で、学区理事会による生徒の放校処分を恐らく勧告するでしょう。IEPチームは行動が障害の徴候によるものではないと判断した場合、チームは、(1)行動は障害が原因ではない、または行動は障害と重大な関係がなかった、(2)行動は学区によるIEP導入の失敗が直接原因となっているものではないと、主張していることとなります。

生徒が連続10日間停学または学級から排除させられ、かつその期間中もしくはその後に学区が放校を勧告したいと決定した場合、生徒には、徴候確定審査中(連続10日間の停学または排除期間終了後)、問題行動が生じた当初の学級に戻れる権利があります。ただし、例外として、行為や行動が凶器、薬物、他の生徒に対する重大な傷害が関係する場合、学校側は別の学級環境に45日間変更することができます。⁹しかし、停学も含め、学年中に学級変更や排除期間が合計10日を超えた場合、たとえ代替学級に参加していても、生徒には無償適正公的教育(FAPE: free appropriate public education)を受ける必要があります。このFAPE要件は、この生徒が一般カリキュラムで適切に進歩し、IEP目標の達成に向けて進歩できるよう、学区が必要な範囲で教育を提供しなければならないことを意味しています。¹⁰

たとえば、お子様が攻撃的な行動で既に連続10日間の停学処分を受けた場合、停学の10日目に学区は攻撃的な行動で退学の対象になっていることを保護者に通知したとしましょう。学区は10日以内に保護者およびIEPチームの他の関係者と徴候確定審査会議を開く必要があります。この例において、攻撃的な行動が重傷事故の原因とならず、また薬物や凶器も関与しなかったと想定した場合、徴候確定審査会議の開催を待っている間と、徴候確定過程の期間中、お子様は通常の学級に留まることができます。徴候確定審査会議中、IEPチームが攻撃的な行動が障害に直接関係

し、その原因となっていると認められた場合、学区は生徒を退学処分にはできません。さらに、生徒について機能行動評価および行動介入計画がなされていない場合、学区は、機能行動評価を実施し、行動介入計画を作成しなければなりません。行動計画が既にある場合でも、IEPチームは、その計画を再検討し、退学の対象になった攻撃的な行動の問題解決の必要性に応じてそれを変更する必要があります。¹¹

上記の例において、攻撃的な行動が同級生の重傷事故の原因になった場合、裁判官または聴聞委員が別の命令を出す場合を除き、学区は、徴候確定過程中およびその後も代替学級に生徒を最高45日間入れることができます。同じ学年において既に別の事件で3日間の停学処分を受けていた場合、この例では、学区は、それらの行動で連続10日の停学期間の内8日目から、生徒にFAPEを提供しなければなりません。学区は、残りの停学期間中および代替学級にいる全45日間、FAPEを提供する必要があります。

B. 簡易適正手続聴聞による徴候確定審査に対する異議申立

生徒を学区による退学決定に導いた問題行動が障害の徴候によるものではないと学区が判断し、さらに学級の変更を決定した場合、学区はその決定を通知する必要があります。学区は手続についての保護手段および権利に関する情報も提供しなければなりません。¹²

保護者には、学区の決定に異議のある場合、特殊教育の簡易適正手続聴聞によって決定に対し異議を申し立てることができる権利があります。簡易適正手続聴聞では、公平な聴聞委員が、生徒の行動は障害によるものであるか、またはその障害に直接的・実質的に関係したものであるか、あるいは学区によるIEP導入の失敗が直接原因となったものであるかを再審査します。簡易聴聞は保護者による聴聞要請から授業日数20日以内に開かれることになっており、聴聞終了後授業日数10日以内に聴聞委員から最終決定を受け取ることになっています。¹³ 簡易聴聞の申請後7日以内に、学校と保護者が面談し申立の問題解決を試みることを法律で定められていますが、保護者と学校の両者がそうしないことを書面で合意している場合はその範囲ではありません。¹⁴

徴候確定審査や学級変更に同意できないために、簡易適正手続聴聞を申請し、子供が暫定的代替学級に送られている場合、子供は聴聞過程を通してその代替学級に留まることになります。代替学級の参加期間が聴聞終了前に終わった場合、保護者および学区が別途同意している場合を除き、子供は普通学級に戻ります。同様に、子供が教化処分の一貫として代替学級に送られた場合、聴聞過程では普通学級に留まります。¹⁵

保護者は、学区の退学聴聞予定日前にできる限り速やかに学区理事会に適正聴聞を申し出る必要があります。保護者が理事会に出席する前に適正手続聴聞を申し出なければならない理由は、簡易適切手続聴聞を要請している間、聴聞委員に学区への退学聴聞禁止命令の発令を申請するとともに、その要請を処理する猶予を聴聞委員に与え、適正手続聴聞が終了し決定が下されるまで、学校に退学聴聞の延期命令を聴聞委員が出せるようにするためです。理事会への出席日が既に設定されている場合でも、出席後に簡易適切手続聴聞の申請はできますが、この場合もできる限り速やかに申請を済ませる必要があります。適切手続聴聞および退学に関する詳細は、PAI解説書『Special Education Rights and Responsibilities, SERR (特殊教育の権利と責任)』の第6章と第8章に記載されています。¹⁶

適正手続聴聞の結果として、聴聞委員は生徒の学級変更を命令できます。聴聞委員は問題行動が障害の現れであると認め、学校側に元の学級に生徒を戻すよう命令することがあります。問題行動が凶器、薬物、他の生徒に対する重大な傷害に関係していたために、または問題行動が障害によるものではないと学区が認定したため、学校側が以前の学級から生徒を排除した場合、聴聞委員は、問題行動が凶器、薬物、他の生徒に対する重大な傷害ではないと認定し、排除された元の学級に生徒を戻すよう学校側に命令する場合があります。¹⁷

たとえば、特殊教育を受けているお子様がペンを投げて、それが先生に当たったとしましょう。学区はこれを凶器に関係する問題行動であるという立場をとり、生徒をその学級から代替学級に移し、徴候確定審査においてペンを投げたという行動は障害の徴候によるものではないと認定しました。貴方はこれに同意できません。貴方は、(1)ペンは凶器ではない、(2)ペンを投げた行為は障害に直接関係していた、(3)この行為は学区によ

る子供についての行動計画とIEPの導入の失敗に直接起因した、という立場をとっています。同意できないため、貴方は簡易適正手続聴聞を申請しました。聴聞で、ペンが凶器ではなく、問題行動が障害に直接関係するものであると認定された場合、聴聞委員は、普通学級に生徒を戻すよう学区に命令し、学区による退学処分を停止できます。さらに、聴聞委員は、行動計画が適切に導入されていなかったと判定した場合、IEPチームに会議を開き行動計画を変更するよう命令できます。

問題行動が凶器、薬物、他の生徒に対する重大な傷害に関係していなかったため(またはIEPチームが行動は障害の現れであると認めたため)生徒が元の学級に留まっている場合、行動が障害の現れであっても、普通学級で学習することによって本人や他の生徒に傷害を与える可能性が極めて高いときは、聴聞委員は、最高45日間暫定的環境の学級に変更するよう命令することもあります。この45日間で、最終的な学級が決定されない場合、学校は、別途45日間暫定的代替環境で生徒を教育するよう聴聞委員からの命令を求める別の聴聞を要請できます。¹⁸

保護者には、簡易適正手続聴聞で要望が受け入れられなかった、または聴聞委員の決定に不服があるとき、その決定の異議申立を申請する権利と選択権があります。¹⁹

C. 放校に関する学校理事会による聴聞

学区が放校の勧告を決定した場合、学区は保護者と生徒に学区理事会に行って生徒の退学処分を決定する聴聞を求めるよう伝えます。理事会の聴聞は校長による退学処分の決定後30授業日以内²⁰に開催され、理事会は聴聞から10授業日以内に決定を下すよう義務付けられていますが、保護者が書面で聴聞または決定の延期を要請した場合はこの範囲ではありません。²¹ この聴聞は上記B項の適正手続聴聞とは非常に異なることを覚えておいてください。

保護者には、簡易適正手続聴聞で要望が聞き入れられず、かつ理事会も退学処分を勧告・決定した場合、理事会の決定に対し異議を申し立てる権利と選択権があります。郡教育委員会(County Board of Education)に異議を申し立てるのに、理事会決定後30日間の猶予があります。²²

退学および退学後の再入学については多くの規則があり、その規則は学区によって異なることがあります。規則および方針を記載した文書についてはお子様の学区に連絡してください。多様な規則についての詳細は Cal. Ed. Code §§ 48916–48927に記載されています。

D. 異議申立の申請

学区の徴候確定および退学手続に対する異議申立ごとに適用される重要な申請期日があることに注意してください。できる限り性急にこれらの期日について法的アドバイスを求められるようお勧めします。追加の支援や代理を求められる場合、行政聴聞局(Office of Administrative Hearings, OAH)に連絡し、特殊教育擁護専門の弁護士や擁護者一覧を請求してください。連絡先:

Office of Administrative Hearings
Special Education Division
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200
Sacramento, CA 95833-4231
電話: 916-263-0880
ファクス: 916-263-0890

OAHホームページの特殊教育のページに調停・聴聞要請フォーム (Mediation and Hearing Request form)があります。²³ 2006年10月現在、フォームは英語とスペイン語の両方をご利用いただけます。同OAHウェブサイトでは、『Parents' Rights and Procedural Safeguards』も英語、スペイン語・タガログ語・モン語・ベトナム語でご利用いただけます。インターネットを利用できない場合、OAHのオフィスに直接電話で上記の文書をご請求いただくか、最寄の学区にお電話ください。

E. 特殊教育の資格のない生徒の放校

退学処分の原因となる行動が発生する前に、子供に障害があることを学区が知っていたことを証明できる場合、子供が特殊教育の評価を学区から受けていなくても、保護者が子供にその資格があると考えるとき、特殊教育児と同じ退学処分前の保護を受ける資格があります。問題行動の発生前に、下記の3項目の1つが該当する場合、学区は障害について認識があったと見なされます。²⁴

- 1) 子供に特殊教育が必要なのではないかという懸念を教師または他の学校職員に書面で伝えた場合(保護者は読み書きができない、またはそのような懸念を書面で知らせることができないような障害がある場合は除く)、
- 2) 特殊教育のために子供が評価されるよう要請した場合、または
- 3) 教師や他の学校職員が学区の特殊教育関係者や監督者に子供の行動や成績について懸念を表明した場合。

学区による退学決定前に、学区が子供の障害を認識していたと考えられる場合、保護者には自身の見解を示す適正手続聴聞を申し出る権利と選択権があります。簡易聴聞を要請し、できる限り性急にそれを申請し、学区が事前に障害を認識していたことに関する上記3項目の1つ以上の証拠書類をすべて添付してください。

学区が障害について事前に認識していなかった場合、その他すべての生徒と同様の処分を受ける対象となる可能性があり²⁵、本出版物に記載されている追加の審査を受けることはありません。

子供が処分を受けている間に特殊教育を受ける資格について評価を要請する場合、その評価は性急に行われる必要があります。法律は迅速な評価を義務付けていますが、その評価完了期日についての規則は定めていません。評価中、子供は、教育を受けずに、停学または放校のための代替環境に留まります。子供が障害を持ち、特殊教育の資格があると評価で判定された場合、学区は特殊教育を子供に提供する必要があり、すべての特殊教育規則および責任が適用されます。²⁶

注記: 解説書『SERR』の他の章や他の出版物がご入用の場合は、PAIのホームページwww.pai-ca.orgからダウンロードするか、事務所までフリーダイヤル(800) 776-5746で電話にてご請求ください。

法律引用の略号

§, §§	Section, Sections (項)
20 U.S.C.	Title 20 of the United States Code (合衆国法典第20編)
34 C.F.R.	Title 34 of the Code of Federal Regulations (連邦規則法典第34編)
Cal. Ed. Code	California Education Code (カリフォルニア州教育法典)
5 C.C.R.	Title 5 of the California Code of Regulations (カリフォルニア州規則法典第5編)

以上

- 1 20 U.S.C. §§ 1415(k)(1)(E); 34 C.F.R. § 300.530(e)(1)
- 2 20 U.S.C. §§ 1415(k)(1)(E)(i); 34 C.F.R. § 300.530(e)(1)
- 3 20 U.S.C. §§ 1415(k)(1)(E), 1415(k)(1)(F); 34 C.F.R. § 300.530(e)(1)(i) & (ii)
- 4 20 U.S.C. § 1415(k)(1)(F)(i); 34 C.F.R. § 300.530(f)(1)(i)
- 5 20 U.S.C. § 1415(k)(1)(F)(ii); 34 C.F.R. § 300.530(f)(1)(ii)
- 6 Cal. Ed. Code §§ 56520 – 56525; 5 C.C.R. §§ 3001 (d), (e)と(f)、および3052; PAI解説書『Special Education Rights and Responsibilities』の第5章も参照
- 7 20 U.S.C. § 1415(k)(1)(F)(iii), 1415(k)(1)(G); 34 C.F.R. § 300.530(f)(2), 300.530(g)
- 8 34 C.F.R. § 300.530(e)(3)
- 9 20 U.S.C. §§ 1415(j)および(k)(7); 34 C.F.R. §§ 300.530(f)(2), 300.530(g)
- 10 34 C.F.R. §§ 300.530(b)(2)および(d), 300.536
- 11 20 U.S.C. § 1415(k)(1)(F); 34 C.F.R. § 300.530(f)
- 12 20 U.S.C. § 1415(k)(1)(H); 34 C.F.R. § 300.530(h)
- 13 20 U.S.C. §§ 1415(k)(3)(A)および(B), 1415(k)(4)(B); 34 C.F.R. § 300.532(c)(1)および(2)
- 14 34 C.F.R. § 300.532(c)(3)
- 15 20 U.S.C. §§ 1415(k)(4)(A); 34 C.F.R. § 300.533
- 16 数ヶ国語に翻訳されている解説書『Special Education Rights and Responsibilities』をwww.pai-ca.org/pubs から無料でダウンロードするか、800.776.5746までお電話ください。
- 17 20 U.S.C. §§ 1415(k)(2)および(3)(B); 34 C.F.R. § 300.532(b)
- 18 34 C.F.R. § 300.532(b)(3)
- 19 20 U.S.C. §§ 1415(g)および(i); 34 C.F.R. §§ 300.514, 300.516; Cal. Ed. Code §56505(k)
- 20 理事会が毎週開かれない場合、理事会での聴聞期限は40授業日です。
- 21 Cal. Ed. Code § 48918(a)
- 22 Cal. Ed. Code § 48919
- 23 www.OAH.dgs.ca.gov/Special+Education/Default.htm
- 24 20 U.S.C. §1415(k)(5); 34 C.F.R. §§ 300.534(a)および(b)
- 25 20 U.S.C. §1415(5)(D)(i); 34 C.F.R. §§ 300.534(d)(1)
- 26 20 U.S.C. §1415(5)(D)(ii); 34 C.F.R. §§ 300.534(d)(2)